

## 生涯学習施設の利用方法の見直しについて

### 1. はじめに

生涯学習推進審議会では、市長からの諮問を受け、生涯学習施設の利用方法に係る現状の問題を整理するとともに、それら問題の解消に向け、具体的な見直し案を検討しました。

検討にあたっては、静岡市の生涯学習の基本方針を示した『第2次静岡市生涯学習推進大綱』(H27～H34)に掲げられている、「いつでも、どこでも学び、豊かな人生を送る」、「学んだ成果を活かし、ともにまちを創っていく」という2つの理念を踏まえ、生涯学習を支える基盤づくりの必要性と、学びの成果をまちづくりにつなげていくことの重要性を意識しました。

平成29年9月に静岡市が策定した『静岡市生涯学習施設の配置適正化方針』でも生涯学習施設の将来像を「学びの場+地域コミュニティによるまちづくり活動の場」としており、生涯学習施設は「学びの場」として、また「まちづくり活動の場」として、今後も重要な役割を担うと考えます。

本答申内容が今後の生涯学習施設の運営等に活かされ、さらなる学びの場とまちの活性化につながることを願います。

### 2. 生涯学習施設の利用方法に係る現状と問題点

現在、生涯学習施設には生涯学習センター（以下、センター）と生涯学習交流館（以下、交流館）という2つの種類があります。

また、生涯学習施設を利用できる団体等は、生涯学習団体、公共的団体（自治会等）、公共団体（県、市等）、一般（個人、企業等）の4つに区分されます。

こうした現状の中、生涯学習施設の利用方法に係る問題点は、以下の3点と考えます。

- ①生涯学習団体については、交流館にのみ適用される規定があるため、同じ生涯学習施設の利用であっても、センターと交流館で利用申請開始日や施設使用料の負担が異なっている。
- ②公共的団体については、交流館において公共的団体の使用料が免除になる規定があり、同様の規定がないセンターの利用団体との間に格差が生じている。また、利用申請開始日もセンターと交流館で異なっている。
- ③公共的団体についての明確な定義がなく、公共的団体と生涯学習団体との団体区分の線引きが曖昧である。

なお、このような利用方法の結果、生涯学習施設の施設運営費に対する収入割合が低くなっており、センターでは13%、交流館では1%程度にとどまっている（静岡市が定める「公の施設に関する使用料の設定基準」の施設の性質別負担割合では、生涯学習施設における利用者の負担割合の基準は25%とされている）。

### 3. 利用方法の見直しのポイント

現状の問題点を踏まえ、利用方法を見直す際のポイントは次の3点と考えます。

#### (1) 利用方法の一元化

センターと交流館の利用方法の違いについては、合併前の旧静岡市と旧清水市での制度等の違いに起因するものであるが、合併から10年以上が経過していることを考慮し、施設利用の一体性の確保や利用者の負担の公平性の観点から利用方法の一元化を進める必要がある。

施設間の利用方法の違いを解消することにより、利用方法をわかりやすくし、利用者の利便性の向上を図るため、利用方法の一元化を図る。

#### (2) 「学びの場」としての施設を維持していくための利用者負担

公共施設を維持管理していくためには多額の費用が必要であり、現在の少子高齢化の潮流の中で、市の財政における公の施設の維持管理に係る負担の割合は増大している。施設を将来にわたり継続的に維持管理していくために生涯学習施設においても、他の公の施設と同じように施設利用者に対し応分の負担を求めることが必要である。

施設の利用にあたっては静岡市が定める「公の施設に関する使用料の設定基準」を踏まえ、利用者負担の考えを基本とし、適正な使用料を徴収することで現在の生涯学習施設を持続可能なものとする。

#### (3) まちづくり活動を支援するための施設活用

旧清水市においては公民館が地区のまちづくり活動の中心となっていたという歴史があり、公民館が交流館となった現在も自治会等の活動の場として頻繁に利用されている。今後も地区住民によるまちづくり活動を支援、また更に発展させていくためには、旧清水市以外のまちづくり活動に利用されていない生涯学習施設においても、自治会等の活動の場として活用されることが重要である。

自治会等の団体が施設をより積極的に利用できるよう、交流館における現公共的団体の優先利用措置を全施設に拡大するとともに、使用料については地区のまちづくり活動に係る利用については免除すべきと考える。

なお、前項に述べたとおり、施設を維持していくために利用者負担の考え方を基本とすることに留意するとともに、生涯学習団体等の施設利用の機会が減少しないよう、優先利用等の措置を行う団体や活動については精査し、地区のまちづくり活動とそれ以外の生涯学習活動とを区別する必要がある。

#### 4. 見直しの具体的方策案

見直しのポイントを踏まえ、今後の具体的方策として次の3点を提案します。

##### (1) 利用者団体の区分の一元化

センターと交流館で異なっている利用者団体の区分を統一するため、現在の団体区分を整理し、以下の団体区分を新設する。

###### ①(仮称)利用認定団体の新設

生涯学習活動を目的とする団体(8条認定団体(\*1))と交流館で継続的に活動している生涯学習団体(9条認定団体(\*2))は、「(仮称)利用認定団体」の区分を新設し、統一を図る。

###### ②(仮称)地区公益活動団体の新設

現在、公共的団体に含まれている自治会・町内会、老人会、子ども会等、地区で公益的な活動を行う団体を、新設する「(仮称)地区公益活動団体」に区分する。

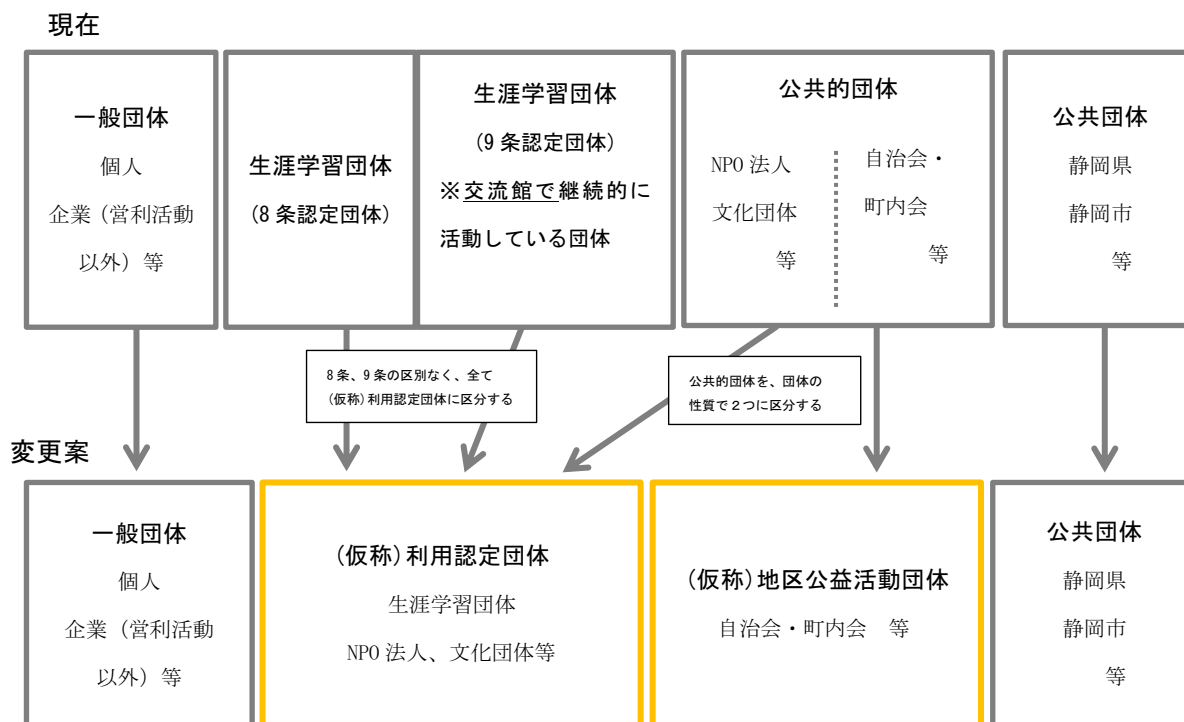
「(仮称)地区公益活動団体」は小・中学校区、自治会、連合自治会の区域を活動の範囲とし、地区住民を構成員として地区のために必要とされる活動を行う団体を対象とする。

また、「(仮称)地区公益活動団体」に区分される団体を除く現在の公共的団体は、新設する「(仮称)利用認定団体」に区分する。

(\*1) 静岡市生涯学習施設条例の第8条第3項による認定団体

(\*2) 静岡市生涯学習施設条例の第9条第2項による認定団体

<新たな利用者団体区分の案>



## (2) 利用申請開始日の統一

同一の団体区分であってもセンターと交流館とで異なっている利用申請開始日については、新たな団体区分ごとに統一する。

「(仮称)利用認定団体」は、生涯学習の推進や公共的な活動への支援として、一般団体より優先して、利用予定日の3か月前からの利用申請ができるようにする。

また、「(仮称)地区公益活動団体」については、地区でのまちづくり活動を計画的に行えるよう優先利用を認めるものとし、前年度の12月から翌年度1年間分の活動内容について利用申請ができるようにする。

### <新たな申請開始日の案>

現在	一般団体	生涯学習団体		公共的団体	公共団体
		生涯学習活動を行う団体 (8条認定団体)	交流館で継続的に活動している生涯学習団体 (9条認定団体)		
	個人 企業(営利活動以外)等	生涯学習サークル NPO法人 等	生涯学習サークル NPO法人 等	自治会・町内会 NPO法人、文化団体 等	静岡県 静岡市 等
生涯学習センター	1か月前	2か月前	制度なし	3か月前	1年6か月前
生涯学習交流館	1か月前	3か月前	3か月前	前年度12月	1年6か月前



変更案	一般団体	(仮称)利用認定団体	(仮称)地区公益活動団体	公共団体
	個人 企業(営利活動以外)等	生涯学習サークル、 NPO法人、文化団体 等	自治会・町内会 等	静岡県 静岡市 等
生涯学習センター 生涯学習交流館	1か月前	3か月前	前年度12月 (※)	1年6か月前

※地区におけるまちづくり活動に限る。

### (3) 施設使用料の一元化

同一の団体区分であってもセンターと交流館とで異なっている施設使用料については、利用者負担の考え方を基本とし、新たな団体区分ごとに統一する。

なお、生涯学習活動の推進や公共的な活動への支援として、これらにつながる活動を行う「(仮称)利用認定団体」の使用料は、一般利用の半額とする。

また、「(仮称)地区公益活動団体」の使用料は、地区におけるまちづくり活動を支援する観点から、地区におけるまちづくり活動を行う場合に限り使用料を免除(無料)とする。

#### <新たな使用料の案>

現在	一般団体	生涯学習団体		公共的団体	公共団体
		生涯学習活動を行う団体 (8条認定団体)	交流館で継続的に活動している生涯学習団体 (9条認定団体)		
	個人 企業(営利活動以外)等	生涯学習サークル NPO法人 等	生涯学習サークル NPO法人 等	自治会・町内会 NPO法人、文化団体 等	静岡県 静岡市 等
生涯学習センター	満額	半額	制度なし	半額	満額
生涯学習交流館	満額	半額	無料	無料	満額



変更案	一般団体	(仮称)利用認定団体	(仮称)地区公益活動団体	公共団体
	個人 企業(営利活動以外)等	生涯学習サークル NPO法人、文化団体 等	自治会・町内会 等	静岡県 静岡市 等
生涯学習センター	満額	半額	無料 (※)	満額
生涯学習交流館				

※地区におけるまちづくり活動に限る。